

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423484
地図番号	M42-2 42-4	筆界特定	余白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
186番3	田		195	余白	
余白	余白		188	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和46年3月16日〕	
余白	余白		171	③186番3、186番6に分筆 〔昭和46年11月5日〕	
余白	余白		144	③186番3、186番7に分筆 〔昭和56年6月5日〕	
余白	宅地		144	00	②昭和56年3月27日変更 〔昭和56年6月5日〕
余白	余白		796	00	③189番3、191番3を合筆 〔昭和56年6月5日〕
余白	余白		741	16	昭和58年2月28日一部地目変更 ③186番3、186番9に分筆 〔昭和58年3月11日〕
余白	余白		738	68	③186番3、186番15に分筆 〔昭和58年4月1日〕
余白	余白		3138	91	③233番1、233番6を合筆 〔昭和58年12月5日〕
余白	余白		3113	55	③186番3、186番17に分筆 〔平成4年11月9日〕
余白	余白	余白			平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
余白	余白		2944	77	③錯誤 年月日不詳一部地目変更 ③186番3、186番19ないし186番21に分筆 〔令和7年1月15日〕

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 5 (1 / 1 0)

1 / 2

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和58年12月5日 第16098号	所有者 胆沢郡胆沢町 順位5番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
2	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥州市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85975 (1/10)



表 題 部 (土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	4 0 0 6 0 1 0 0 9 1 0 1 4
地図番号	M 4 2 - 2 4 2 - 4	筆界特定	余 白	
所 在	奥州市胆沢南都田字石行	余 白		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1 8 6 番 1 9	公衆用道路	3 3	1 8.6 番 3 から分筆 〔令和 7 年 1 月 1 5 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和 4 年 6 月 6 日 第 1 1 6 1 5 号	原因 平成 1 8 年 2 月 2 0 日合併 所有者 奥 州 市 順位 2 番の登記を転写 令和 7 年 1 月 9 日受付 第 2 7 0 号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 1 月 2 2 日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 5 (2 / 1 0)

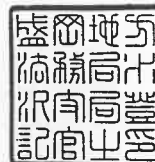


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4006010091015
地図番号	M42-2	筆界特定	余白		
所 在	奥州市胆沢南都田字石行			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
186番20	公衆用道路	64		186番3から分筆 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市 順位2番の登記を転写 令和7年1月9日受付 第270号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

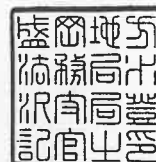
登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85975 (3/10)



1/1

表 題 部 (土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	4 0 0 6 0 1 0 0 9 1 0 1 6
地図番号	M 4 2 - 4	筆界特定	余 白	
所 在	奥州市胆沢南都田字石行	余 白		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1 8 6 番 2 1	用悪水路	5 8		1 8 6 番 3 から分筆 〔令和 7 年 1 月 1 5 日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和 4 年 6 月 6 日 第 1 1 6 1 5 号	原因 平成 1 8 年 2 月 2 0 日合併 所有者 奥 州 市 順位 2 番の登記を転写 令和 7 年 1 月 9 日受付 第 2 7 0 号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 1 月 2 2 日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

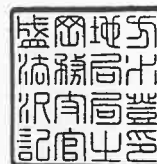
伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 5 (4 / 1 0)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423487
地図番号	M42-2 42-4		筆界特定	余白	
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
186番9	公衆用道路		54	186番3から分筆 〔昭和58年3月11日〕	
余白	余白		24	③186番9、186番18に分筆 〔平成4年11月9日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日	
余白	宅地		2069	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 年月日不詳一部地目変更 ③186番9、186番22、186番23に分筆 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 4 年 1 1 月 1 7 日 第 1 1 6 4 2 号	原因 平成 4 年 8 月 1 0 日交換 所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位 3 番の登記を移記
	余 白	余 白	平成 1 7 年法務省令第 1 8 号附則第 3 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 8 年 1 月 1 6 日
2	所有権移転	令和 4 年 6 月 6 日 第 1 1 6 1 5 号	原因 平成 1 8 年 2 月 2 0 日合併 所有者 奥 州 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 7 年 1 月 2 2 日
盛岡地方方法務局水沢支局

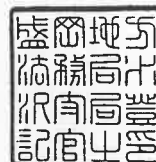
登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 5 (5 / 1 0)



1 / 1

表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	4006010091017
地図番号	M42-2	筆界特定	余白		
所在	奥州市胆沢南都田字石行		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
186番22	公衆用道路	4	41	186番9から分筆 〔令和7年1月15日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥州市 順位2番の登記を転写 令和7年1月9日受付 第271号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊東博之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85975 (6/10)

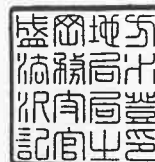


表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	4 0 0 6 0 1 0 0 9 1 0 1 8
地図番号	M 4 2 - 2 4 2 - 4	筆界特定	余 白		
所 在	奥州市胆沢南都田字石行			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1 8 6 番 2 3	用悪水路	2	7 1	1 8 6 番 9 から分筆 〔令和 7 年 1 月 1 5 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和 4 年 6 月 6 日 第 1 1 6 1 5 号	原因 平成 1 8 年 2 月 2 0 日合併 所有者 奥 州 市 順位 2 番の登記を転写 令和 7 年 1 月 9 日受付 第 2 7 1 号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 1 月 2 2 日
盛岡地方法務局水沢支局

登記官

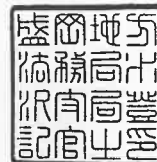
伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 5 (7 / 1 0)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 8 年 1 月 1 6 日	不動産番号	4 0 0 6 0 0 0 4 2 3 5 9 7
地図番号	M 4 2 - 4	筆界特定	余 白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余 白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成 1 8 年 2 月 2 0 日変更 平成 1 8 年 8 月 8 日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成 3 0 年 4 月 1 日変更 平成 3 0 年 8 月 2 3 日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2 3 3 番 3	田		2 4	2 3 3 番 1 から分筆 〔昭和 5 6 年 6 月 5 日〕	
余 白	用悪水路	余 白		②昭和 5 6 年 3 月 2 7 日変更 〔昭和 5 6 年 6 月 5 日〕	
余 白	余 白		1 0 8	③ 2 3 4 番 3、2 3 5 番 3、2 3 6 番 3、2 3 7 番 5 を合筆 〔昭和 5 6 年 6 月 5 日〕	
余 白	余 白	余 白		平成 1 7 年法務省令第 1 8 号附則第 3 条第 2 項の規定により移記 平成 1 8 年 1 月 1 6 日	
余 白	宅地		1 1 3 2 2	②年月日不詳一部地目変更 ③錯誤 ③ 2 3 3 番 3、2 3 3 番 9 に分筆 〔令和 7 年 1 月 1 5 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和 5 6 年 6 月 5 日 第 7 6 7 4 号	所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	平成 1 7 年法務省令第 1 8 号附則第 3 条第 2 項の規定により移記 平成 1 8 年 1 月 1 6 日
2	所有権移転	令和 4 年 6 月 6 日 第 1 1 6 1 5 号	原因 平成 1 8 年 2 月 2 0 日合併 所有者 奥 州 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 7 年 1 月 2 2 日
盛岡地方方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 5 (8 / 1 0)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	4006010091019
地図番号	M42-4	筆界特定	余 白		
所 在	奥州市胆沢南都田字石行			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
233番9	用悪水路	4	41	233番3から分筆 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市 順位2番の登記を転写 令和7年1月9日受付 第272号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

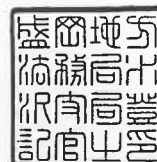
伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85975 (9 / 10)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423599
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
233番7	田	175		233番2から分筆 〔平成16年2月26日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日	
余白	宅地	175	66	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成16年3月3日 第2899号	原因 平成16年2月25日売買 所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
2	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方法務局水沢支局

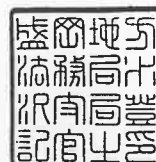
登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85975 (10/10)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	4006010025474
地図番号	M42-3 42-4	筆界特定	余 白		
所 在	奥州市胆沢区南都田字石行			余 白	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
233番8	田	458		233番2から分筆 〔平成22年2月12日〕	
余 白	宅地	457	71	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和51年6月8日 第7832号	原因 昭和51年4月1日贈与 所有者 胆沢郡胆沢町南都田字石行231番地 村 上 栄 俊 順位1番の登記を転写 平成22年2月10日受付 第1216号
2	所有権移転	平成22年2月19日 第1532号	原因 平成22年2月8日売買 所有者 奥 州 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (1 / 10)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423601
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
234番4	田	178		234番2から分筆 〔平成16年2月26日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日	
余白	宅地	178 17		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成16年3月3日 第2899号	原因 平成16年2月25日売買 所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
2	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (2 / 10)

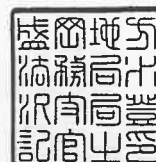


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4006010025475
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所 在	奥州市胆沢区南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
234番5	田	227		234番2から分筆 〔平成22年2月12日〕	
余白	宅地	227	20	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和51年6月8日 第7832号	原因 昭和51年4月1日贈与 所有者 胆沢郡胆沢町南都田字石行231番地 村 上 栄 俊 順位1番の登記を転写 平成22年2月10日受付 第1217号
2	所有権移転	平成22年2月19日 第1532号	原因 平成22年2月8日売買 所有者 奥 州 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (3/10)

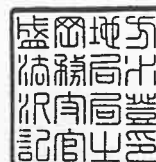


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423603
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
235番4	田	177		235番2から分筆 〔平成16年2月26日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日	
余白	宅地	177	81	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成16年3月3日 第2899号	原因 平成16年2月25日売買 所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
2	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市

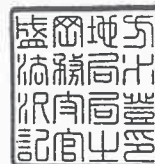


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (4/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4006010025476
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所在	奥州市胆沢区南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
235番5	田	225		235番2から分筆 〔平成22年2月12日〕	
余白	宅地	225	58	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和51年6月8日 第7832号	原因 昭和51年4月1日贈与 所有者 胆沢郡胆沢町南都田字石行231番地 村上栄俊 順位1番の登記を転写 平成22年2月10日受付 第1218号
2	所有権移転	平成22年2月19日 第1532号	原因 平成22年2月8日売買 所有者 奥州市

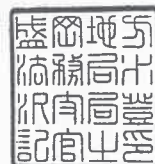


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊東博之



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (5/10)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423605
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
236番4	田	178		236番2から分筆 〔平成16年2月26日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日	
余白	宅地	178	08	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成16年3月3日 第2899号	原因 平成16年2月25日売買 所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
2	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (6/10)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	4 0 0 6 0 1 0 0 2 5 4 7 7
地図番号	M 4 2 - 4	筆界特定	余 白		
所 在	奥州市胆沢区南都田字石行			余 白	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成 3 0 年 4 月 1 日変更 平成 3 0 年 8 月 2 3 日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2 3 6 番 5	田	2 2 7		2・3・6 番 2 から分筆 〔平成 2 2 年 2 月 1 2 日〕	
余 白	宅地	2 2 7	5 9	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和 7 年 1 月 1 5 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 5 1 年 6 月 8 日 第 7 8 3 2 号	原因 昭和 5 1 年 4 月 1 日贈与 所有者 胆沢郡胆沢町南都田字石行 2・3・1 番地 村 上 栄 俊 順位 1 番の登記を転写 平成 2 2 年 2 月 1 0 日受付 第 1 2 1 9 号
2	所有権移転	平成 2 2 年 2 月 1 9 日 第 1 5 3 2 号	原因 平成 2 2 年 2 月 8 日売買 所有者 奥 州 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 7 年 1 月 2 2 日
盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 5 9 7 6 (7 / 1 0)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月16日	不動産番号	4006000423611
地図番号	M42-4	筆界特定	余白		
所 在	胆沢郡胆沢町南都田字石行			余白	
	奥州市胆沢区南都田字石行			平成18年2月20日変更 平成18年8月8日登記	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
237番8	田		79	237番2から分筆 〔平成16年2月26日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日	
余白	宅地		79 43	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 年月日不詳一部地目変更 ③237番8、237番10に分筆 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成16年3月3日 第2899号	原因 平成16年2月25日売買 所有者 胆 沢 郡 胆 沢 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月16日
2	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日
盛岡地方裁判所水沢支部

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (8/10)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	4006010091020
地図番号	M42-4	筆界特定	余 白		
所 在	奥州市胆沢南都田字石行			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
237番10	用悪水路		0 90	237番8から分筆 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和4年6月6日 第11615号	原因 平成18年2月20日合併 所有者 奥 州 市 順位2番の登記を転写 令和7年1月9日受付 第281号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

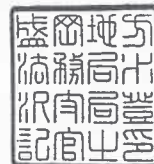
登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (9 / 10)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	4006010025505
地図番号	M42-4	筆界特定	余 白		
所 在	奥州市胆沢区南都田字石行			余 白	
	奥州市胆沢南都田字石行			平成30年4月1日変更 平成30年8月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
237番9	田	84		237番2から分筆 〔平成22年2月17日〕	
余 白	宅地	84	14	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 〔令和7年1月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和51年6月8日 第7832号	原因 昭和51年4月1日贈与 所有者 胆沢郡胆沢町南都田字石行231番地 村 上 栄 俊 順位1番の登記を転写 平成22年2月10日受付 第1220号
2	所有権移転	平成22年2月19日 第1532号	原因 平成22年2月8日売買 所有者 奥 州 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月22日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官

伊 東 博 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85976 (10/10)

